その一方で、技能者を目指す若者は減少している状況にある。2028年技能五輪国際大会が愛知県で開催されることを契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から技能を尊重する機運を醸成するとともに、技能労働者の能力向上や技能継承のための取組の強化を進める必要がある。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　日本のＷＳＩ（WorldSkills International）加盟組織である中央職業能力開発協会と都道府県職業能力開発協会との緊密な連携による着実な技能検定の実施（技能検定委員の確保も含む）、技能五輪国際大会に出場する選手の一層の競技力強化、未派遣職種の解消に向けた取組の実施、技能五輪全国大会、技能グランプリ等の技能競技大会の実施を通じて技能振興の取組を推進する。

・　2028年の技能五輪国際大会の開催地である愛知県や2028年技能五輪国際大会日本組織委員会等と連携し、大会の実施や2028年技能五輪国際大会の開催を契機とした技能振興、技能の魅力発信等について、「リスキリングを促進する国民運動」の取組とも連携しながら推進する。

・　技能者の地位と技能水準の向上にもつながるよう、「卓越した技能者の表彰」制度の普及の促進や、業界団体や学会等における表彰・評価等の活動を促進する。

・　若年層に対する技能尊重の機運醸成として、若年技能者人材育成支援等事業において、「ものづくりマイスター」を工業高校や中小企業等に派遣し、実践的な実技指導やものづくりの魅力を伝える取組を実施する。

・　ものづくりの高付加価値化によって、技能の魅力向上を図るため、熟練技能者の知見等の継承や顧客ニーズ等に対応する知識・技能の習得のための体制を整備する。若手の技能人材等の確保・育成のため、地域の技能士・業界団体等の連携による人材育成の体制を整備する。

7　職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

経済のグローバル化が進展し、我が国の企業の海外進出等が活発化する中で、グローバル人材の活用・育成が重要となっている。その一方で、国際社会の一員として国際協力を推進することの重要性はますます高まっている。これまでも我が国は、開発途上地域等が自立的発展を実現するための根幹となる人材育成について、自らの経験や知見、教訓及び技術をいかし、技術協力や人材の育成・確保のためのシステム作り等の「質の高い成長」に向けた支援を実施してきたところであり、引き続き、こうした支援を効果的・効率的に推進していく必要がある。

こうした方向性を踏まえ、以下のような施策を講ずる。

・　「技能評価システムを通じた技能移転事業」について、我が国の強みであるものづくり分野や中小企業が持つノウハウを最大限活用しながら推進し、日本型技能評価システムである技能検定のノウハウをアジア地域の開発途上国に移転する。

・　外国人の技能実習については、育成就労制度施行後においても経過措置として実習を継続する技能実習生もいるため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づき、引き続き技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図っていく。

○厚生労働省告示第百七十号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第八条第一項の規定に基づき、青少年雇用対策基本方針を次のように定めたので、告示する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

青少年雇用対策基本方針

目次

はじめに
第１　青少年の職業生活の動向
1　青少年を取り巻く環境の変化
2　青少年等の現状
⑴　若年労働力人口の動向
⑵　青少年をめぐる雇用情勢
⑶　就業構造の変化及び就業形態の多様化並びに自立に困難な課題を抱える青少年の増大
⑷　働くことに関する青少年の意識
第２　青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等
1　青少年雇用対策の方向性
2　学校卒業見込者等の就職活動、マッチング、職場定着等に向けた支援
⑴　在学段階からの職業意識等の醸成
①　キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援
②　関係者の連携によるキャリア教育推進の基盤整備
③　労働関係法令に関する知識等の周知啓発
⑵　マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択、職場定着等のための支援
①　学校等から職業生活への円滑な移行のための支援
②　既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進
③　マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進
④　労働関係法令違反が疑われる企業への対応
⑤　就職後の職場適応・職場定着のための支援
⑥　入職後早期に離転職する青少年に対するキャリア自律に向けた支援
3　中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者及び就労に当たって困難な課題を抱える者に対する支援
4　フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援
5　企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援
⑴　青少年の雇用管理の改善に向けた支援
⑵　青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援
⑶　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現
6　職業能力の開発及び向上の促進
⑴　職業訓練の推進
⑵　職業能力検定の活用の促進
⑶　職業人生を通じたキャリア形成支援
7　ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援
8　地域における青少年の活躍促進
9　青少年福祉施策の実施

はじめに

青少年雇用対策基本方針（以下「本方針」という。）では、青少年の職業生活に関する動向を明らかにするとともに、経済・社会の変化、少子高齢化の進行や青少年に求められる社会の期待等を踏まえ、青少年が、仕事・人・社会への積極的な関わりを通じて自信と意欲を備え、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上を通じて継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して健全に成長することを促すため、また、これを支える関係機関の連携による社会的ネットワークの整備を図るため、施策の基本となるべき事項を示すこととする。

本方針において「青少年」とは、35歳未満の者をいう。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。